

「温室効果ガス排出抑制計画書」の提出について

事業活動に伴い、相当程度多い温室効果ガスを排出する事業者は、県地球温暖化対策推進条例に基づき、「温室効果ガス排出抑制計画書」を作成し、知事に提出しなければなりません。

また、提出義務のない事業者の方におかれましても、計画書作成・提出を行うことは、事業所内での温暖化対策の気運の高まりや、企業活動としての社会的評価の高まりにつながると考えられますので、積極的な作成・提出をお願いします。

なお、計画書等の作成につきましては、当課にて、ご相談に応じておりますので、お気軽にご連絡ください。

1 対象

- ① 平成23年度のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者の方
- ② 平成23年度末時点のバス等の登録台数が一定台数以上の事業者の方（バス100台、トラック100台、タクシー230台、船舶1万総トン）
- ③ ①，②以外の事業者の方（任意で提出）

2 提出していただく書類

温室効果ガス排出抑制計画書等（3～5箇年を計画期間として定めていただいた上で、その計画期間の初年度に提出）

3 公表

計画には温室効果ガスの排出量を削減するための目標が含まれ、その内容は、県のホームページ等で公表します。

※ 平成23年度に、既に「温室効果ガス排出抑制計画書等」を提出された方は、計画書の提出は不要ですが、「実施状況報告書等」の提出が必要となります。

▽ホームページ

鹿児島県ホーム>くらし・環境>環境保全・自然保護>地球温暖化対策>県地球温暖化対策推進条例

▽問い合わせ先

地球温暖化対策課

電話099(286)2586 F A X 099(286)5539

温室効果ガス排出抑制計画書

年 月 日

鹿児島県知事

提出者 住所
氏名 印
法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

鹿児島県地球温暖化対策推進条例第14条第1項（第14条第4項、第14条第5項）の規定により次のとおり提出します。

主たる業種						
事業者の区分		<input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第1号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者 <input type="checkbox"/> 特定事業者以外の者				
計画期間		年度から 年度まで				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量		基準年度排出量 ①	t-CO ₂			
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の抑制について自ら定める目標		目標年度排出量 ②	t-CO ₂			
削減率	目 標	<input type="checkbox"/> 排出量ベース	%			
	標	<input type="checkbox"/> 原単位ベース	%			
	減 率	原単位の考え方				
目標を達成するための基本方針						
基本方針に基づき講ずる措置						
その他事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項	森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等	区 分	目 標 年 度			
			取組量等	二酸化炭素換算量		
		森林の整備	整備面積	ha	吸収量	t
		再生可能エネルギーの利用	売電量	kWh	削減量	t
			熱供給量	GJ	削減量	t
		その他	購入量	()	削減量	t
	()		()	削減量	t	
吸収量及び削減量の合計③			t			
差引排出量	目標年度差引排出量 (②-③) ④		t			
	削減率 ((①-④) / ①)		%			
特記事項						

- 注1 のある欄は、該当するにレ印を付けてください。
- 2 この計画書は、鹿児島県内における事業活動について記載してください。
- 3 「主たる業種」欄には、統計法第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類の中分類を記入してください。
- 4 「基準年度」とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。
- 5 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。
- 6 「原単位」とは、エネルギーの使用量から販売した副生エネルギーの量を減じた量を生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値で除した値をいいます。
- 7 「森林吸収源対策等の実施による温室効果ガスの削減量等」欄の「森林の整備」には、鹿児島県地球温暖化対策推進条例第20条の規定による温室効果ガスの吸収の量の認証又は国が実施するオフセット・クレジット（J-V E R）制度の認証を受ける予定の数値を記入してください。
- 8 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる措置」欄及び「その他事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項」欄に記載した内容以外で、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化防止のために取り組んできたことを記載してください。

温室効果ガス排出量内訳書

事業者名										
事業所の名称										
事業所の主たる用途		<input type="checkbox"/> ホテル等		<input type="checkbox"/> 病院等		<input type="checkbox"/> 物品販売業を営む店舗等		<input type="checkbox"/> 事務所等		
		<input type="checkbox"/> 学校等		<input type="checkbox"/> 飲食店等		<input type="checkbox"/> 集会場等		<input type="checkbox"/> 工場等		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）								
提出書類の区分		<input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出抑制計画書				<input type="checkbox"/> 実施状況報告書				
記載年度の区分		<input type="checkbox"/> 基準年度（ 年度）		<input type="checkbox"/> 目標年度（ 年度）		<input type="checkbox"/> 報告年度（ 年度）				
エネルギーの使用量等	エネルギーの種類		単位	使用量		販売した副生エネルギーの量				
				数値	熱量GJ	数量		熱量GJ		
	燃料・熱及び電気	原油（コンデンセートを除く。）		kl						
		原油のうちコンデンセート（NGL）		kl						
		揮発油		kl						
		ナフサ		kl						
		灯油		kl						
		軽油		kl						
		A重油		kl						
		B・C重油		kl						
		液化石油ガス（LPG）		t						
		液化天然ガス（LNG）		t						
	その他の燃料	都市ガス		km ³						
		（ ）								
	産業用蒸気		GJ							
	産業用以外の蒸気		GJ							
	温水		GJ							
	冷水		GJ							
	一般電気事業者	昼間買電		kkWh						
		夜間買電		kkWh						
その他	上記以外の買電		kkWh							
	自家発電		kkWh							
合計			GJ							
原油換算			kl							
二酸化炭素換算			t							
自動車の年度末における総数			トラック						台	
			バス						台	
			タクシー						台	
船舶の年度末における合計総トン数			フェリー						t	

- 注1 □のある欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 2 基準年度において、1事業所におけるエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上である事業所を有する場合は、その事業所ごとに温室効果ガス排出量内訳書を作成して提出してください。
- 3 「基準年度」とは、計画期間の初年度の前年度をいいます。
- 4 「目標年度」とは、計画期間の最終年度をいいます。
- 5 「報告年度」とは、計画期間のうち今回報告の対象となる年度をいいます。
- 6 「エネルギー」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律第2条に規定するエネルギーをいいます。
- 7 「産業用蒸気」とは、熱供給事業法第2条第3項に規定する熱供給事業者以外から供給を受ける蒸気をいいます。
- 8 「副生エネルギー」とは、自らの生産に寄与しないエネルギーをいいます。
- 9 燃料、熱及び電気を販売している場合は、「販売した副生エネルギーの量」に数値及び熱量を記入してください。
- 10 「自動車の年度末における総数」欄は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第2号に該当する特定事業者のみ記入してください。
- 11 「船舶の年度末における合計総トン数」欄は、鹿児島県地球温暖化対策推進条例施行規則第5条第3号に該当する特定事業者のみ記入してください。
- 12 この内訳書は、「エネルギーの使用量等」の欄への記載に代えて、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第17条に規定する報告書のうち該当する箇所の写しを添付して提出することができます。